



## 蓄電システム事業の拡大に向けた取り組み

世界の人口増加や都市化により電力需要の大幅な増加が見込まれる中、電力会社による再生可能エネルギー発電の導入が進んでいます。太陽光や風力などを利用する再生可能エネルギー発電は、天候によって発電量が大きく変動するため、電力の需給調整力や非常時における電力供給の確保などが課題です。これらの課題を解決するものとして、蓄電システムのニーズが拡大しています。

NECは、イタリア大手電力会社の関連会社であるエネル・ディストリビュゾーネ社に対し、次世代スマートグリッドに向けた欧州最大クラスの大容量リチウムイオン蓄電システムを納入しました。同社は、同システムを用いて、再生可能エネルギー発電の導入により変動する配電網の電力の最適化について実証実験を行います。

また、NECは、当期に、米国A123システムズ社と同社の大規模蓄電システムのシステム・インテグレーション事業の買収に合意しました。本買収により、NECは、電力会社向け蓄電システム事業で世界トップクラスとなります。NECは、これを足掛かりに、スマートエネルギー事業をさらにグローバルに拡大していきます。

今後も、NECグループは、エネルギーソリューションの強化や新たなエネルギーサービスの創出に努め、より強固で安定したエネルギーインフラの実現に貢献していきます。



エネル・ディストリビュゾーネ社に納入した  
大容量リチウムイオン蓄電システム

## 災害対応にも有用な陸上自衛隊向け「野外通信システム」を納入～ソフトウェア無線技術の導入～

NECは、高速かつ広域にわたる通信ネットワークを迅速に構築することができ、災害対応にも有用な陸上自衛隊向け「野外通信システム」の納入を開始しました。

野外通信システムは、従来、専用ハードウェアで実現していた無線通信処理を、ソフトウェア信号処理で実現する無線技術を採用しております。このソフトウェア無線技術は、アプリケーションを無線機にインストールすることで、1台の無線機で異なる種類の無線機との相互通信を可能とします。

野外通信システムは、陸上自衛隊の指揮・統制・情報伝達のための通信を継続的に確保するとともに、海上・航空自衛隊の無線や市町村の防災無線など、規格の異なる無線機との相互通信も可能とするなど、陸上自衛隊における通信基盤構築をはかるものとして期待されています。

NECは、野外通信システムの開発、製造を通じて得られたソフトウェア無線技術の知見を当社の基盤技術とし、デジタル化が進行している消防無線や列車無線についても、付加価値の高い無線システムの開発・販売を推進してまいります。

## ■ 株式等の配当金等に係る10%軽減税率の廃止に関するご案内

2014年1月1日から株式等の配当金等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）は廃止され、本来の税率である20%（所得税15%、住民税5%）となりました。

また、2013年1月1日より「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が施行され、2013年1月1日から2037年12月31日までの間（25年間）に生じる所得には、その所得税額の2.1%が「復興特別所得税」として課税されることとなりました。株式等の配当金等も「復興特別所得税」の対象となり、所得税を源泉徴収する際、復興特別所得税が併せて徴収されます。

<株式等の配当金等に係る源泉徴収税率について>

配当金等の支払開始日	2014年1月1日～2037年12月31日		2038年1月1日～	
株式等の配当金等の税率 内訳	<b>20.315%</b>		<b>20%</b>	
	所得税 15% + 復興特別所得税 0.315%		内訳	所得税 15%
	住民税 5 %			住民税 5 %

○本ご案内は、2014年5月時点の情報をもとに作成しています。

○配当金等のお受け取り方法が株式数比例配分方式の場合の税額等につきましては、お取引されている証券会社等にお問い合わせください。

○所得税が非課税または免除となる場合や租税条約の適用により国内法に規定する税率以下となる場合につきましては、復興特別所得税は課税されません。

○配当金等をお受け取りになる方が、法人の場合には住民税は課税されません。

○その他詳細につきましては、所轄の税務署へご確認ください。

## ■ 配当金を配当金領収証でお受け取りの株主様

配当金は、銀行口座等でお受け取りできます。

配当金領収証により配当金を受け取っている株主様は、お受け取り方法を銀行口座等でのお受け取りに変更することをお勧めいたします。銀行口座等への振込は、お受け取りの手間を省くことができ、確実、かつ迅速に配当金を受け取ることができます。

詳細は、口座を開設されている証券会社等までお問い合わせください。

## ■ 株主メモ

事 業 年 度	毎年4月1日～翌年3月31日	同 事 務 取 扱 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
定 時 株 主 総 会	毎年6月	(郵 便 物 送 付 先)	
定時株主総会の基準日	毎年3月31日	(電 話 照 会 先)	0120-782-031
剰余金の配当の基準日		(インターネット・ホームページアドレス)	<a href="http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html">http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html</a>
期 末 配 当 金	毎年3月31日	公 告 方 法	当社の公告方法は、電子公告(当社ホームページへの掲載)とします。 ただし、電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。
中 間 配 当 金	毎年9月30日		
单 元 株 式 数	1,000株	(公告用ホームページアドレス)	<a href="http://jpn.nec.com/ir">http://jpn.nec.com/ir</a>
株 主 名 簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社		

### 【株式事務に関するお問い合わせ先】

- ・証券会社の口座で株式を保有されている株主様 ⇒ お取引されている証券会社
- ・それ以外の株主様 ⇒ 三井住友信託銀行(株) 証券代行部

フリーダイヤル 0120-782-031 (受付時間：平日 午前9時～午後5時)  
(郵便物送付先) 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号